

議員提出議案

意見書・決議

(要旨)

第一回定例会では意見書四件、決議二件を可決し、議長名で関係機関へ提出しました。要旨は次のとおりです。

多摩地域の保健所再編整備案に反対する決議

保健所は、地域における保健衛生行政の中心的機関として多摩地域住民の健康の保持及び増進を図るため、多様な保健衛生活動を行っている。現在、特別区の地域には二四保健所が存在することと照らし合わせても、都の再編案による七保健所は、人口規模から見て適正配置とは思われ

東京都知事・総務大臣あて ワークシェアリング等積極的雇用対策の確立を求める意見書

昨今、わが国の経済及び雇用状況はより一層厳しい状況に直面していますが、職業紹介の充実や失業給付・雇用訓練期間の延長あるいは職業訓練体制の強化・充実等の従来の雇用対策のみでは、こうした厳しい事態への対応は困難であり、新しい発想に立つた対策・対応が不可欠となっております。

小児救急医療制度の充実強化を求める意見書

近年、小児救急医療体制の不備から、小児救急患者の医療施設たらい回しや患者輸送の手遅れによって、重大な事態に至るなどの問題が全国各地で発生しております。

また、同時に必要なこととして、パートタイム労働者や短期労働者等の待遇改善や社会的地位の向上を図ることであり、ワークシェアリングと併せて、それらの改善を図るべきであります。

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・厚生労働大臣・総務大臣あて

1. 小児救急医療及び小児医療に係わる社会保険診療報酬の引き上げを図ること。 2. 第2次医療圏(平均人口三五万人)に最低一カ所、二四時間対応小児専門救急医療体制の早期整備を進めること。そのため、「小児救急医療支援事業」の抜本的見直し及び充実強化を図るとともに、国の助成を強化すること。

「心身障害者施設緊急整備3カ年計画」の延長・拡充を求める意見書

二〇〇〇年の社会福祉法の制定に伴い、これまでの「措置制度」を基盤とした障害者福祉は大きく変わり、いよいよ二〇〇三年四月からは、「利用契約制度」のもとで、「利用者主体の福祉」「選択の保障」の時代を迎える。現在、東京都内には約一十カ所

夜間診療ニーズが激増しております。これらが大病院小児科医等の激務と過労を招くとともに、小児科医志向の抑制に拍車をかけていることが指摘されております。

3. 都道府県における小児医療の中心センターとしての中核的小児医療機関の整備を計画的に行うこと。 4. 大学医学部における小児専門医の養成と臨床研修の充実を図ること。

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・法務大臣・総務大臣あて

「選択肢」の保障がされないまま、「利用契約制度」の開始を迎えることになってしまつた。こうした問題を回避するために、東京都は、創設された「小規模通所授産施設制度」を活用し、小規模作業所の法定施設を促進させるとともに、独自の施策として「心身障害者施設緊急整備3カ年計画」(以下、「緊急整備3カ年計画」)をスタートさせ、法定施設の施設整備に伴う多額の自己負担を軽減する策を

の障害者施設があり、約二万人の障害者が利用しているが、そのうち七割を占める施設は、小規模作業所等の無認可・法外施設である。しかし、「利用契約制度」の中で、これら小規模作業所等の無認可・法外施設は「契約外施設」とされ、現状のままでは、圧倒的多くの障害者は「選択肢」の保障がされないまま、「利用契約制度」の開始を迎えることになってしまつた。こうした問題を回避するために、東京都は、創設された「小規模通所授産施設制度」を活用し、小規模作業所の法定施設を促進させるとともに、独自の施策として「心身障害者施設緊急整備3カ年計画」(以下、「緊急整備3カ年計画」)をスタートさせ、法定施設の施設整備に伴う多額の自己負担を軽減する策を

打ち出している。しかし、小規模通所授産施設制度には、多くの問題点が残されているとともに、「緊急整備3カ年計画」は、二〇〇三年までの有期限とされてしまつている。また、精神障害者社会復帰施設がその対象に含まれていない。このままの状態では、二〇〇三年の「利用契約制度」を迎えてしまつた。その理念である「選択の保障」は画餅に帰してしまつたことを危惧する。よって、町田市議会は、「利用者主体の福祉」「選択の保障」を実現していくために、東京都に対して、下記三項目を強く要望する。

1. 東京都の「心身障害者施設緊急整備3カ年計画」の期間を延長するとともに、精神障害者社会復帰施設もその

対象に加えること。

2. 小規模通所授産施設については、一般の通所授産施設との格差を是正し、公費の支弁において同等の水準となるよう、国に働きかけるとともに、東京都としても独自の格差是正策を積極的に講じること。

3. 東京都単独事業である小規模作業所等の事業についても、「利用者主体」「サービスの平等」の観点に立ち、法定施設との格差を是正するとともに、一層の整備・拡充をすすめること。

東京都知事・総務大臣あて

小規模通所授産施設制度の拡充を求める意見書

二〇〇三年四月からは、「利用契約制度」のもとで、「利用者主体の福祉」「選択の保

障」の時代を迎える。「小規模通所授産施設制度」は、この利用契約制度における選択肢を広げるために、今日、全国で六千カ所(当町田市においては約四〇〇カ所)を数える無認可小規模作業所の制度化として創設された。これにより、これまで関係者の努力で設置・運営されてきた小規模作業所の多くが、社会福祉法人取得し、事業の安定化を図ることが可能となった。しかしながら、今回創設された小規模通所授産施設制度は、一カ所あたり年額一、一〇〇万円と公費水準が極めて低く、従来の一般通所授産施設の五分の一に止まってしまうこと、しかも、こうした格差を残しながらも、小規模通所授産施設の経営については、一般通所授産施設と同等の業務量が課せられていること、

また、小規模通所授産施設の運営する社会福祉法人については、その事業範囲が極めて狭く限定されてしまったことなど、多くの問題点を残している。「利用契約制度」の開始を直前に控え、地域で暮らす障害者の真の意味での「選択の保障」「サービスの平等」を確保するためにも、こうした小規模通所授産施設制度の問題点を改善し、拡充することは早急に求められ

よって町田市議会は、下記三項目について政府及び関係機関に要望するものである。

1. 小規模通所授産施設については、一般の通所授産施設との格差を是正し、公費の支弁において同等の水準とする。特に、施設経営の安定化と利用者処遇の向上をはか

平成13年度3月補正予算を審議

予算のあらまし

平成一三年度三月補正予算は一般会計を八、四七三万二千元追加し、総額を一、一九五億七、七二〇万円とするほか、特別会計は五億八、二二〇万一千円を減額し、総額を九七五億五、〇一七万二千元としました。この結果、一般各特別会計の予算総額は、二、一七二億一、七三三万二千元となりました。

歳入の主なものは、利子割交付金・二億円、地方消費税交付金・六億円、市債・六億五、二五〇万円です。歳出の主なものは、次のとおりです。

【総務費】 財政事務費の公共施設整備等基金積立金・一億一、六八二万六千円、給与事務費の職員退職手当基金積立金・五億円。 【民生費】 高齢社会対策推進事業費の(仮称)社会福祉法人町田市福祉サービス協会補助金・一、一〇〇万円、(仮称)社会福祉法人町田市福祉サービス協会出捐金・一、〇〇〇万円、高齢者サービス事業費の高齢者住宅改造成績費・二、二四七万五千円、保育所整備補助事業費のみれ保育園改築整備補助金・四、九五〇万一千円、子どもセンター費の用地購入費・一億三、七七一千元。 【衛生費】 緑地保全費の緑地購入費更

平成14年度当初予算のあらまし(一面のつぎ)

【土木費】 まちづくり促進費の中心市街地活性化事業用地購入費・一億八、六一六万八千円、原町田六丁目地区市街地再開発組合補助金・二、七八六万円、都市計画道路築造事業費の道路用地等購入費・四億九、四五七万五千円、みちづくり・まちづくりパートナー事業費の道路用地等購入費「三・三・七号線(原町田)」・一、一九〇万五千円、公園緑地整備費の公園用地購入費(仮称)成瀬鞍掛の松公園」・四、九七四万一千円。 【教育費】 学校施設整備費の学校施設整備工事費(小学校)一部平成一三年度債務負担行為事業)・一億一、七九五万五千円、スポーツ事業費の知的障害者サッカー世界選手権大会支援業務委託料・九九八万七千円。